

漁船損害補償法の規定による加入区として指定されたとみなされたもの（昭和36年岩手県告示第50号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
加入区の名称	加入区の区域	加入区の名称	加入区の区域
[略]	[略]	[略]	[略]
宮古加入区	宮古市のうち <u>大字重茂及び大字音部</u> を除く区域	宮古加入区	宮古市のうち <u>重茂、音部、田老、茂市、墓目、腹帯、刈屋、和井内、古田、川井、片巢、箱石、鈴久名、夏屋、川内、平津戸、門馬、門馬田代、江繋及び小国</u> を除く区域
田老町加入区	下閉伊郡田老町字川向、向山、西向山、檜内、古田、小田代134番地の3から166番地の2まで、八幡水神1番地から43番地の3まで、小林1番地から147番地の2まで及び231番地の6、田中、田の沢、館ヶ森、荒谷、野原、乙部、青砂里、越田、和野、駿達、滝の沢、乙部野、重津部、重津部北、青野滝南、青野滝、青野滝北、小堀内南、飛、長畑、新田、新田平、ケラス、向新田、水沢南、水沢、払川、片巻、星山、下撰待、撰待、上撰待、胡桃畑、畑、上沖、畑川向、岩瀬張並びに小堀内の区域	田老町加入区	宮古市田老字川向、向山、西向山、檜内、古田、小田代134番地の3から166番地の2まで、八幡水神1番地から43番地の3まで、小林1番地から147番地の2まで及び231番地の6、田中、田の沢、館ヶ森、荒谷、野原、乙部、青砂里、越田、和野、駿達、滝の沢、乙部野、重津部、重津部北、青野滝南、青野滝、青野滝北、小堀内南、飛、長畑、新田、新田平、ケラス、向新田、水沢南、水沢、払川、片巻、星山、下撰待、撰待、上撰待、胡桃畑、畑、上沖、畑川向、岩瀬張並びに小堀内の区域
小本浜加入区	下閉伊郡岩泉町大字小本のうち字小本、字中野、字茂師及び字小成の区域	小本浜加入区	下閉伊郡岩泉町小本、中野、茂師及び小成の区域
[略]	[略]	[略]	[略]
小子内浜加入区	九戸郡種市町大字小子内の区域	小子内浜加入区	九戸郡洋野町小子内一円
戸類家加入区	九戸郡種市町戸類家の区域	戸類家加入区	九戸郡洋野町種市戸類家一円
種市加入区	九戸郡種市町第15地割から第24地割まで、第26地割から第29地割まで及び第31地割から第45地割までの区域	種市加入区	九戸郡洋野町種市第15地割から第24地割まで、第26地割から第29地割まで及び第31地割から第45地割までの区域
備考 改正部分は、下線の部分である。			